

平成28年度

第1回宝達志水町青少年育成委員会

<日 時> 平成28年6月16日(木) 午後7時から

<場 所> 生涯学習センター「さくらドーム21」

2階 視聴覚室

～ 次 第 ～

1 開会

2 あいさつ〔青少年育成委員会委員長 山岸 芙美〕

3 宝達志水町青少年育成委員会について

(1)委員の紹介

(2)委嘱状の交付

(3)青少年育成委員会について

4 平成28年度事業計画について

5 平成28年度巡回指導計画について

6 研修会

<講師> 羽咋警察署 生活安全課 生活安全係長 黒田大樹 氏

7 閉会

【配布物】

身分証明書、腕章、帽子

※任期終了後、青少年育成センター事務局にご返却ください。

【事務担当】

青少年育成センター事務局(生涯学習課内) 角見

TEL 29-8320 FAX 29-2333

E-mail: t-morita@town.hodatsushimizu.lg.jp

平成28年度宝達志水町青少年育成委員会 委員名簿

(順不同)

No	氏名	所属	役職	備考	連絡先
1	山本 繭子	押水第一小学校	PTA		[学校] TEL 28-2129 FAX 28-2144
2	喜多乃里子	押水第一小学校	PTA		
3	村上 龍治	押水第一小学校	PTA		
4	今江 亮子	押水第一小学校	生徒指導担当教諭		
5	上 牧 豊	宝達小学校	PTA		[学校] TEL 28-2101 FAX 28-4313
6	中村 陽一	宝達小学校	PTA		
7	久保 英之	宝達小学校	PTA		
8	宮崎 雅行	宝達小学校	生徒指導担当教諭		
9	米 田 充	相見小学校	PTA		[学校] TEL 28-2017 FAX 28-2336
10	阿 部 美樹	相見小学校	PTA		
11	山田 美紀	相見小学校	PTA		
12	室井 正人	相見小学校	生徒指導担当教諭		
13	神谷 明里	樋川小学校	PTA		[学校] TEL 29-2044 FAX 29-3990
14	土上 有香	樋川小学校	PTA		
15	本山奈津子	樋川小学校	PTA		
16	中 江 転	樋川小学校	生徒指導担当教諭		
17	井坂 剛	志雄小学校	PTA		[学校] TEL 29-2052 FAX 29-2069
18	久保 勝博	志雄小学校	PTA		
19	河邊 妙子	志雄小学校	PTA		
20	茶木 憲司	志雄小学校	生徒指導担当教諭		
21	表 寿美子	宝達中学校	PTA		[学校] TEL 28-3121 FAX 28-3120
22	戸澤 美穂	宝達中学校	PTA		
23	西澤 知己	宝達中学校	PTA		
24	西 浩 史	宝達中学校	PTA		
25	松本 幸子	宝達中学校	PTA		
26	中西 優登	宝達中学校	生徒指導担当教諭		
27	佐々木 涉	宝達高校	生徒指導担当教諭		[学校] TEL 28-3145 FAX 28-4056
28	赤池 嘉久	石川県	青少年育成推進指導員		[育成センター] TEL 29-8320 FAX 29-2333
29	大窪 祐宣	石川県	青少年育成推進指導員	副委員長	
30	澤田 徳子	石川県	青少年育成推進指導員		
31	高松千鶴子	石川県	青少年育成推進指導員		
32	山本外志男	石川県	青少年育成推進指導員		
33	山岸 芙美	青少年育成センター	所長	委員長	
34	山田 松夫	青少年育成センター	事務局		
35	角見 隆広				
36	北野 徳一				
37	平畠 秋枝				
38	丸山 恵里香				
39	黒田 大樹		生活安全課生活安全係長	オブザーバー	[羽咋警察署] TEL 22-0110
40	境田 弘一		代表	オブザーバー	TEL 29-4537

宝達志水町青少年健全育成関係 組 織 図

青少年健全育成町民会議
家庭・学校・地域が一体となって地域ぐるみで明るく心豊かで健やかな青少年育成に努めることが目的
事業内容 ・青少年健全育成施策の審議 ・青少年育成センターの活動及び運営に関する審議など
委員構成 町長(会長)、教育長(副会長) 青少年健全育成関係機関・団体代表者

青少年育成センター
事業内容 ・青少年の健全育成、非行防止に関すること ・青少年育成委員会の庶務を処理する
教育長(所長) 補導員

名称	青少年育成委員会	あいさつ運動推進委員会	健全育成モニター会議	小・中・高生徒指導連絡会議
活動	街頭補導活動 有害環境浄化活動など	「あいさつ運動」、「愛のひと声運動」の推進など	青少年の善行や非行、有害環境等の情報提供など	生徒指導の現状や課題に関する情報交換など
主な構成員	育成センター所長(委員長) 小・中学校PTA代表者 小・中・宝達高生徒指導担当教諭 県青少年育成推進指導員 育成センター関係職員 ----- (オプザバー) 羽咋警察署員 志雄防犯ブルーバード	教育長(委員長) 町民会議全委員 [協力依頼] 区長会、町役場職員 保育所、小・中学校	区長会代表(委員長) 全区長	校長会(中学校)代表(委員長) 小・中・宝達高生徒指導担当教諭 (育成センター関係職員)

宝達志水町青少年育成委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 家庭・学校・地域が連携し、地域における青少年の非行防止活動及び有害環境の浄化活動等を行うことを目的として、宝達志水町青少年育成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 委員会は、次に掲げる青少年育成委員（以下「委員」という。）で組織し、青少年育成センター所長（以下「所長」という。）が委嘱する。

- (1) 小・中学校PTAの代表者
- (2) 小・中・高等学校生徒指導担当教諭
- (3) 石川県青少年育成推進指導員
- (4) 青少年育成センター関係職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、所長が適当であると認める者

2 委員の任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第3条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員長に所長を充て、副委員長は委員長が任命する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(オブザーバー)

第4条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、委員会の目的を達成するための専門的な知識又は経験を有する者とする。

3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、専門的見地から助言又は協力を行うものとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は年2回開催し、委員長が招集する。ただし、委員長が必要と認めるときは、その都度会議を開催することができる。

(活動)

第6条 委員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 街頭補導計画に基づいた街頭補導活動
- (2) 地域における街頭補導活動
- (3) 青少年に悪影響を与える有害環境等の情報提供及び浄化活動
- (4) その他、青少年の非行防止及び健全育成に関する活動

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、青少年育成センターにおいて処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

平成28年度青少年育成委員会事業計画

月 日	事 業 名	会 場
5月28日	●石川県青少年育成推進指導員研修会	県青少年総合研修センター
6月16日	○第1回宝達志水町青少年育成委員会	さくらドーム21
7月	【青少年の非行・被害防止全国強調月間】	
下旬	●有害図書等区分陳列一斉点検	町内
	○夏季休暇巡回指導	町内
8月	○夏季休暇巡回指導	町内
	●石川県青少年健全育成「羽咋郡・市ブロック会議」	志賀町
9月		
1日～30日	○グッドマナーキャンペーン巡回指導	町内
24日～25日	○羽咋法事巡回指導	羽咋市
10月10日	○蓮華山子ども相撲大会巡回指導	子浦地内
14日～16日	○YOSAKOIソーラン日本海巡回指導	押水運動公園内
11月	【子ども若者育成支援強調月間】	
	●有害図書等区分陳列一斉点検	町内
2月 下旬	○第2回宝達志水町青少年育成委員会	さくらドーム21
○巡回指導…夏季休暇や行事の際に、街頭補導活動、青少年に悪影響を与える有害環境等の情報提供及び浄化活動を行う。		
●有害図書等区分陳列一斉点検…コンビニなどで成人用雑誌が一般の書物と区別された陳列をしているか点検する。違反した店には30万円以下の罰金が科される。		

○ 町青少年育成委員会関係

● 県青少年関係主要行事（少子化対策監室子ども政策課）

その他

宝達志水町青少年健全育成町民会議 年2回（5月20日、2月中旬）

平成28年度青少年育成委員会巡回指導計画

1 グループ割 (○: 責任者)

1 事務局	2 押水第一小学校	3 宝達小学校	4 相見小学校
山本 外志男	山本 繭子	上牧 豊	米田 充
赤池 嘉久	喜多 乃里子	中村 陽一	阿部 美樹
澤田 徳子	村上 龍治	久保 英之	山田 美紀
○ 大窪 祐宣	○ 今江 亮子	○ 宮崎 雅行	○ 室井 正人
高松 千鶴子			
5 樋川小学校	6 志雄小学校	7 宝達中学校	
神谷 明里	井坂 剛	表 寿美子	
土上 有香	久保 勝博	戸澤 美穂	
本山 奈津子	河邊 妙子	西澤 知己	
○ 中江 転	○ 茶木 憲司	西 浩史	
		松本 幸子	
		○ 中西 優登	

2 巡回指導実施期間

期間 (曜)	行事等	グループ	備考
7/18(月) ~8/31(水)	夏季休暇	1 2 3 4 5 6 7	地区内を中心に巡回
9/1(木) ~30(金)	グッドマナー キャンペーン	1 2 3 4 5 6 7	地区内を中心に巡回
9/24(土) ~25(日)	羽咋法事	1 7	露店の出ている界隈及び近辺の路地 を中心に巡回
10/8(土)	蓮華山 子ども相撲大会	1 5 6 7	露店の出ている界隈及び近辺の路地 を中心に巡回
10/14(金) ~16(日)	YOSAKOIソーラン 日本海	1 2 3 4 7	露店の出ている界隈及び近辺の路地 を中心に巡回

3 巡回指導時の留意事項

グループごとに期日や時間、巡回場所等を決めてください。
声かけ(指導)の対象は、町内の小・中学生、高校生とします。
巡回時は、身分証明書、腕章及び帽子的着用をお願いします。

4 巡回指導報告書

巡回指導後、報告書に指導事項等を記入の上、育成センター事務局まで提出してください(メール、FAX可)。後程、学校の代表メールを通して、責任者の方に様式をお送りいたします。

5 その他

日常生活で地域の青少年の不良行為や問題行動等を発見した場合は、育成センター事務局まで報告してください。

また、巡回中に万が一事故やケガ等をした場合は、ボランティア活動保険に加入しておりますので、事務局までご連絡ください。

宝達志水町青少年育成委員会
巡回指導報告書

(行事名：)

グループ名 ()

期 日	平成 年 月 日 () 天気 ()
時 間	午前 午後 時 分 ~ 時 分
巡回場所	(例) コンビニ、JR駅、公園、公共施設など その他、少年が集まると考えられる場所
指導事項及び気づいた点など	
参加者名	